（運営規程別紙）

「介護予防・日常生活支援総合事業における第１号訪問事業」
料金表

令和７年９月１日

【基本サービス】（７級地　１単位＝１０.２１円）

介護度	利用頻度	自己負担額		
		１割負担	２割負担	３割負担
要支援１・２	週１回程度の利用	1,200 円/月	2,401 円/月	3,602 円/月
要支援１・２（日割）	週１回程度の利用	39 円/日	79 円/日	119 円/日
要支援１・２	週２回程度の利用	2,398 円/月	4,796 円/月	7,194 円/月
要支援１・２（日割）	週２回程度の利用	78 円/日	157 円/日	235 円/日
要支援２	週３回程度の利用	3,805 円/月	7,610 円/月	11,415 円/月
要支援２（日割）	週３回程度の利用	125 円/日	251 円/日	376 円/日

【加算サービス】

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			１割負担	２割負担	３割負担
初回加算（注:1）	200 単位	2,042 円	204 円	408 円	612 円

※上記の加算の適用は利用者への提供サービスの内容や事業所の体制等によって異なりますので、加算をつける場合には　　原資を提供するものです。事前に説明させて頂きます。

介護職員処遇改善加算区分（Ⅰ）	所定単位数に 24.5％を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算区分（Ⅱ）	所定単位数に 22.4％を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算区分（Ⅲ）	所定単位数に 18.2％を乗じた単位数
介護職員処遇改善加算区分（Ⅳ）	所定単位数に 14.5％を乗じた単位数

※所定単位数…１ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅴ）…厚生労働大臣が定める基準を満たし適合している訪問介護事業所において特定事業所加算を取得した場合は上記金額に20％～3％が加算されます。またその際は書面にて加算取得のお知らせを致します。

※条件を満たせば介護職員処遇改善加算と特定事業所加算の両方が加算されます。

・１ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算・特定事業所善加算を含む）に地域区分単価（10.21）を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。

本書面により、事業所から説明を受け同意しました。

令和　７　年　　月　　日

利用者（氏名）

印

代理人または立会人等　　（氏名）

印